

## 別紙1

## 令和6年度分一人当たり保険税額の算定結果（令和5年度分算定との比較）

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

（単位：円）

市町村名	令和5年度分算定 ①	令和6年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	136,652	141,403	4,751	3.48%
別府市	112,406	118,072	5,666	5.04%
中津市	121,053	127,481	6,428	5.31%
日田市	143,894	150,234	6,340	4.41%
佐伯市	129,325	133,650	4,325	3.34%
臼杵市	124,489	126,532	2,043	1.64%
津久見市	121,954	131,060	9,106	7.47%
竹田市	146,452	152,243	5,791	3.95%
豊後高田市	128,140	132,900	4,760	3.71%
杵築市	129,856	132,605	2,749	2.12%
宇佐市	122,180	126,066	3,886	3.18%
姫島村	109,581	115,041	5,460	4.98%
日出町	141,983	145,253	3,270	2.30%
九重町	148,125	149,155	1,030	0.70%
玖珠町	142,927	150,256	7,329	5.13%
豊後大野市	128,400	136,332	7,932	6.18%
由布市	138,623	143,181	4,558	3.29%
国東市	124,243	130,019	5,776	4.65%
県平均	131,150	136,011	4,861	3.71%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等に基づき算定。

2 一人当たり保険税額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

## 令和6年度分標準保険税率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した係数等に基づき令和6年度分を算定したものの。

市町村名	令和6年度分標準保険税率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	9.79	29,066	18,950	3.50	10,282	6,703	3.23	11,345	5,564
別府市	8.69	25,801	16,821	3.65	10,719	6,988	3.33	11,682	5,730
中津市	9.75	28,947	18,872	3.20	9,379	6,114	3.33	11,708	5,742
日田市	9.99	29,662	19,338	3.38	9,920	6,467	3.05	10,715	5,255
佐伯市	8.78	26,065	16,993	3.56	10,446	6,810	3.15	11,083	5,436
臼杵市	8.79	26,109	17,022	3.62	10,621	6,924	3.23	11,338	5,561
津久見市	9.18	27,254	17,768	3.48	10,200	6,650	3.10	10,896	5,344
竹田市	9.60	28,499	18,580	3.43	10,065	6,562	3.07	10,802	5,298
豊後高田市	9.12	27,093	17,663	3.46	10,137	6,609	3.14	11,024	5,407
杵築市	9.53	28,310	18,457	3.53	10,351	6,748	3.12	10,979	5,385
宇佐市	8.71	25,858	16,858	3.50	10,255	6,686	3.18	11,157	5,472
姫島村	7.18	21,332	13,908	3.35	9,834	6,412	2.87	10,096	4,952
日出町	10.50	31,177	20,326	3.55	10,401	6,781	3.29	11,553	5,666
九重町	9.72	28,868	18,820	3.41	9,992	6,514	3.05	10,727	5,261
玖珠町	10.09	29,956	19,530	3.44	10,082	6,573	3.10	10,874	5,333
豊後大野市	9.80	29,085	18,962	3.48	10,221	6,663	3.19	11,214	5,500
由布市	10.50	31,184	20,330	3.61	10,588	6,903	3.37	11,834	5,804
国東市	9.41	27,931	18,210	3.41	9,999	6,519	3.11	10,912	5,352

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等により県が算定したもので、この保険税率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「令和6年度分算定②」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

3 令和6年度に実際に賦課される保険税率は、県が算定する標準保険税率等を参考に各市町村が決定する。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。